

アスファルト合材価格の小型車（4t）割増額について

上下水道局が発注する工事費の積算におけるアスファルト合材価格については、原則として「大口」の単価を適用しています。その際、小型車（4t）割増額については、『令和7年度資材調査単価〔公共事業建設資材価格調査〕【一般土木編】（大阪府都市整備部発行）』の発行に合わせて、積算単価月令和7年5月分（入札公告令和7年6月分）から当該図書の単価を適用しています。アスファルト合材価格の小型車（4t）割増額は、大口・小口の取り扱いによって、建設工事積算基準、物価資料、資材調査単価など複数の要素を踏まえて決定していますが、入札参加者にとって分かりにくい面があるため、当局の考え方を明示することとしました。

今後も、積算に関する情報の透明性向上と、入札参加者への分かりやすい情報提供を行います。